

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長 吉村 善美

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	伏見堂・横山地区 (伏見堂、横山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 当地区は、地区全体としては約27.6ha、農用地区域においては約20haの農地を有する。かつてイチジク生産が盛んであったが、衰退後は主に水田利用されてきた地域で、面整備が行われた実績もない。 高齢化の進行による担い手不足に対応するため、令和7年度完了見込で機構関連農地整備事業を導入し、整備されたほ場を地区外から参入の農業者が耕作する見込みである。</p> <p>【課題】 地区外から参入する農業者に対する地域としてのサポート。ほ場整備未実施のほ場の担い手確保。地区に農業用水を供給する巻水路の老朽化・管理者不足。</p> <p>【地域の基礎的データ(R02農林業センサスより)】 基幹的従事者数:14人(うち50歳代以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体、従業員等1人 主な作物:水稲</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

従来のもも中心の農業に加え、機構関連農地整備事業により農地の集積・集約を行い、外部の法人等の担い手にまとまった農地を賃借することで連担化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
機構関連農地整備事業を導入し、12haの農地を集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
機構関連農地整備事業を導入する。 また、未整備のほ場についても、農道・水路等の補修、改良を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
機構関連農地整備事業で整備されたほ場を地区外から参入する農業者が耕作し、未整備のほ場においても多様な担い手の参入を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、耕作者がいない農地について、農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Content for the selected strategy box
